

令和6年度明日香村一般廃棄物処理実施計画

第1章 一般廃棄物処理の基本的事項

1 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 対象区域 明日香村全域

3 一般廃棄物の発生量の見込み

ごみ (トン/年)

種 類	発生量 (見込み)	合 計
家庭系廃棄物	1, 410	1, 700
事業系一般廃棄物	290	

し尿・浄化槽汚泥 (k l/年)

種 類	発生量 (見込み)	合 計
し尿	100	230
浄化槽汚泥	130	

第2章 一般廃棄物の処理

1 排出抑制及び資源化等の施策

一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本方針の実現に向け、3R (リデュース・リユース・リサイクル) を基本に、以下の取組みにより一般廃棄物の排出抑制及び資源化を推進する。

(1) 排出抑制・再使用の促進

普及啓発事業

村民・事業者など地域社会を構成する各主体がごみ減量の意識を高め、自主的な取組みを促進するために、広報媒体による情報提供や環境学習等の普及啓発事業を行う。

- ・ 3R推進に向けた広報あすか、ホームページなどを活用した情報提供
- ・ 一般廃棄物処理施設における施設見学の受入

(2) 再生利用等の推進

① 各種一般廃棄物の資源化

村内から排出された資源ごみ等の資源化を行う。

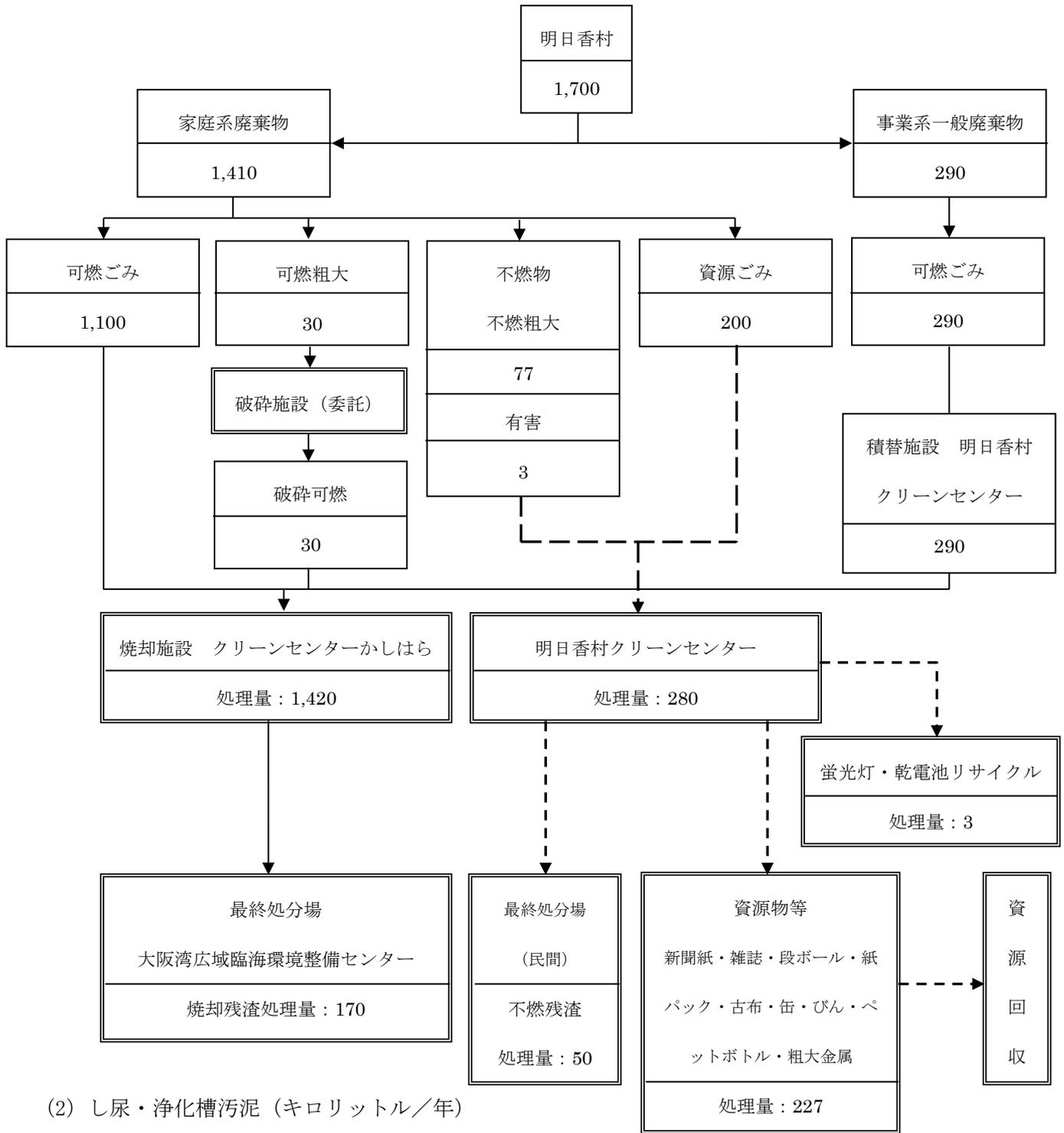
区 分	概 要
缶	分別収集を実施し、選別・圧縮・保管後、民間業者にて資源化を行う。
びん	分別収集を実施し、選別・保管後、指定法人にて資源化を行う。ガラス残渣については民間の処分場にて埋立最終処分を行う。
ペットボトル	分別収集を実施し、選別・圧縮・保管後、指定法人にて資源化を行う。
新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布	分別収集を実施し、民間業者にて資源化を行う。
有害物	分別収集を実施し、選別・保管後・民間業者にて資源化を行う。
廃食用油	家庭からの廃食用油を拠点回収し、民間業者にて資源化を行う。

② 中間処理施設で回収した廃金属類の資源化

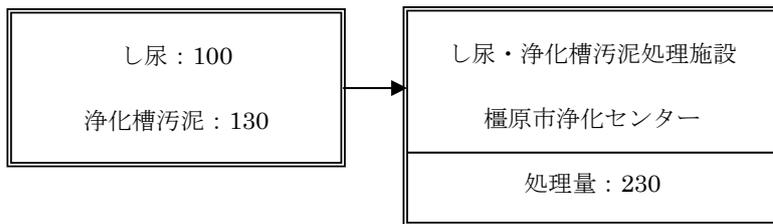
収集した不燃ごみや不燃粗大ごみを明日香村クリーンセンターにおいて廃金属を分別し民間事業者
に引き渡し資源化を行う。

2 一般廃棄物の処理計画量

(1) ごみ (トン/年)



(2) し尿・浄化槽汚泥 (キロリットル/年)



3 一般廃棄物の種類・分別の区分並びに収集及び搬入方法等

(1) ごみ

① ごみの分別の区分と収集方法

(ア) 家庭系廃棄物

家庭系廃棄物の収集に係る分別の区分及び排出の方法（条例第11条第1項に規定する排出基準。以下「家庭系廃棄物の排出基準」という。）は次のとおりとする。

区 分	収集・運搬主 体	収集回数	排出場所
可燃ごみ	村	週2回	地元大字が指定する集積場所
不燃ごみ	村	月1回	地元大字が指定する集積場所
不燃粗大ごみ	村	年1回	地元大字が指定する集積場所
可燃粗大ごみ	村	年1回	地元大字が指定する集積場所
資 源 ご み	缶	月1回もしくは は2回	地元大字が指定する集積場所
	びん	月1回	地元大字が指定する集積場所
	ペットボトル	月1回もしくは は2回	地元大字が指定する集積場所
	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布	月1回	地元大字が指定する集積場所
有害物	村	年2回	地元大字が指定する集積場所
廃食用油	村	2か月に1回	拠点1か所

(a) 次のものを排出しないこと。

- ・ 本村の区域外で生じた廃棄物
- ・ 産業廃棄物
- ・ 事業系一般廃棄物
- ・ 排出禁止物（p.10（エ）参照）
- ・ 特別の定めに従い処理すべきもの（p.11（オ）参照）

(b) 可燃ごみ、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古布は定められた収集日の午前7時30分までに排出すること。不燃ごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、有害物は正午までに排

出すること。

※収集日に関しては広報等により別途周知する。

(c) 集積場所については次の内容を遵守すること。

- ・利用する村民が自らまたは共同で管理し、清掃する等清潔に保つこと。
- ・周囲の安全や生活環境の保全上支障が生じないように配慮して排出すること。
- ・集積場所を変更・廃止しようとするときは、大字において村民相互の話し合い等により取り決め、大字総代がクリーンセンターと協議すること。

(d) 誤収集を避けるため、収集対象の廃棄物が作業員に分かるよう排出すること。

(e) 村の収集に支障が生じる量の廃棄物を一時に多量排出しないこと。

(f) 前処理を指示された場合は当該処理がなされていること。

(g) ごみの区分別に定めるごみの性状と排出方法を遵守すること。具体的な内容は次のとおりとする。

○ 可燃ごみ

性 状	・透明または半透明の45リットルごみ袋に入る大きさで可燃性のもの
品目例	台所のごみ類、剪定枝類（草、小枝、葉、竹）、衣類 など
排出方法	・透明または半透明の45リットルまでのごみ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で集積場所へ排出すること ・水分を含むものは、十分に水気を切ること ・資源化できるものを混入させないこと ・可能な限り小さくし、減容に努めること ・長い枝や竹はごみ袋に入るよう切断すること（概ね長さ50cm、直径5cm以内）

○ 不燃物

性 状	・ ゴミコンテナに入る大きさで、固体の不燃性のもの
品目例	なべ、ガラス食器、せとものなど
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明または半透明のゴミ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で集積場所へ排出すること ・ 少量の場合は、村指定のコンテナに入れて排出することができる ・ 可燃性の部分があるものは可能な限り分離すること ・ 鋭利なものは厚紙などで包み、品名を明記すること ・ 中空のものは潰すなど、減容に努めること

○ 粗大ゴミ

性 状	・ ゴミ袋に入らない大きさで固体のもの
品目例	タンス、机、ふとん トタンなど
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属部分があるものは可能な限り分離すること ・ 大型のものはおおむね1 mまでの大きさに分解し、束ねて排出すること ・ 枝はおおむね長さ1 m、直径5 c m以内のものを束ねて排出すること ・ 可能な限り減容に努めること ・ 危険物、有害物を取り除くこと（ストーブ内の灯油や乾電池など） ・ 布団、カーペット等は丸めてひもで縛り排出すること

○ びん

性 状	・ キャップは取り汚損がなく中身の無いびん
品目例	飲料用びん、調味料びんなど
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明または半透明のゴミ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で集積場所へ排出すること ・ 村指定のコンテナに入れて排出することができる ・ 他のごみを混入させないこと ・ 中身を使い切って水洗いすること

○ 缶

性 状	・ 2 番目の辺の長さがおおむね 2 0 cm以下で、汚損がなく中身のない缶
品目例	飲料用缶、スプレー缶、カセットボンベなど
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明または半透明のごみ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で集積場所へ排出すること ・ 村指定のコンテナに入れて排出することができる ・ 他のごみを混入させないこと ・ スプレー缶・カセットボンベは、別の袋に入れ、飲用缶と区分して排出すること ・ 中身を使い切って水洗いすること ・ スプレー缶やカセットボンベは穴を開けて中身を空にすること、火の気のない風通しの良い場所で中身を完全に使い切ること

○ ペットボトル

性 状	・ 汚損がなく中身のないペットボトル
品目例	飲料用、調味料、酒類のペットボトル
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明または半透明のごみ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で集積場所へ排出すること ・ 村指定のコンテナに入れて排出することができる ・ 他のごみを混入させないこと ・ 中身を使い切って水洗いし、ラベルやキャップを取り外すこと ・ 外したキャップはペットボトルとは別の袋にまとめて排出すること

○ 新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古布

性 状	・汚損のない新聞、雑誌、ダンボール、紙パックなどの古紙、古布
品目例	新聞、雑誌、書籍、教科書、ノート、菓子箱、紙パック、ダンボール、古布など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞は十字にひもで縛ること ・雑誌、書籍、教科書、ノートは厚みが概ね30cmまでで十字にひもで縛ること ・ダンボールは小さくして十字にひもで縛ること ・紙パックは洗浄、乾燥して切り開き、ひもで縛ること ・新聞、雑誌、ダンボール、紙パックはそれぞれ分別しひもで縛ること、ナイロン袋は使用しないこと ・古布は透明または半透明のごみ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で集積場所へ排出すること

○ 廃食用油

性 状	・食用油
品目例	使用済みのでんぷら油、賞味期限切れのサラダ油 など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルなどのふたのできる容器に入れること ・回収場所まで持参すること

○ 有害物

性 状	・水銀などの人体や生態系に有害な物質を含む可能性のあるもの
品目例	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計等
排出方法	・割れないように購入時の箱や袋等に入れること

(イ) 家庭系廃棄物のうち住民の求めに応じ個別収集する粗大ごみ

粗大ごみに限り住民の求めに応じ個別収集を行う方法は次のとおりとする。排出基準は家庭系廃棄物収集の排出方法に準拠する。

○ 粗大ごみ

性 状	・ ゴミ袋に入らない大きさで固体のもの
品目例	タンス、机、ふとんなど
排出方法	・ 個別収集を希望する場合は、事前に電話にて日程調整を行う ・ 収集車が進入でき、収集に支障のない戸外まで搬出すること ・ 条例別表に定める手数料を納入すること

(ウ) 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、本村では事業系一般廃棄物の収集を行わない。自ら処理できない場合には、排出事業者が自ら明日香村クリーンセンターへ搬入するか、または法第7条第1項の規定による許可業者に収集を依頼し搬入すること。

事業系一般廃棄物を処分する場合に係る分別の区分及び排出の方法（以下「事業系一般廃棄物の排出基準」という。）は次のとおりとする。

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	搬入場所
事業系一般廃棄物	事業者自らまたは法第7条第1項の規定による許可業者	明日香村クリーンセンター
	法第7条第1項の規定による許可業者のうち、クリーンセンターかしはらへの搬入許可がある事業者	クリーンセンターかしはら

(a) 次のものを排出しないこと。

- ・ 本村の区域外で生じた廃棄物
- ・ 産業廃棄物
- ・ 家庭系廃棄物
- ・ 排出禁止物 (p. 10 (エ) 参照)

- ・特別の定めに従い処理すべきもの（p. 11（オ）参照）
- (b) 村の処理施設へ搬入の際は搬入基準（p. 11 ② 参照）を遵守すること。
- (c) 袋に入れて排出する場合は透明または半透明の中身が見える袋に入れること。
- (d) 前処理を指示された場合は当該処理がなされていること。
- (e) ごみの区分別に定めるごみの性状と排出方法を遵守すること。具体的な内容は次のとおりとする。

○ 可燃ごみ

性状	・透明または半透明の45リットルごみ袋に入る大きさで可燃性のもの
品目例	紙類、生ごみ類、剪定枝類（草、小枝、葉、竹）、衣類 など
排出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・透明または半透明の45リットルまでのごみ袋に入れ口を縛り、中身が出ていない状態で排出すること ・水分を含むものは、十分に水気を切ること ・資源化できるものを混入させないこと ・可能な限り小さくし、減容に努めること ・長い枝や竹はごみ袋に入るよう切断すること（概ね長さ50cm、直径5cm以内）

(エ) 排出禁止物

排出禁止物は次のとおりとする。

品目	品目例	処理方法
有害性のあるもの	農薬・劇薬などの薬品や容器など	専門業者又は販売店などによる回収
危険性のあるもの	鋭利なもの、ガスボンベ、消火器など	
爆発性、発火性又は引火性のあるもの	ガソリン、ベンジン、シンナー、廃油・塗料、石油類など	
著しく悪臭を発するもの	し尿、多量の汚物、汚泥など	
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	電子レンジ等に含まれるPCB 使用部品、感染性一般廃棄物など	
家電リサイクル対象品	テレビ・エアコン・冷蔵庫及び	引取協力店又は販売店による回収

(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、同法第9条の規定に該当するもの)	冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機	
処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあるもの	直径5cmを超える伐根・木の枝・幹、農機具、建築廃材、営業用機材・器具神仏具、自動車・単車、在宅医療廃棄物のうち注射針等の鋭利なものなど	専門業者、販売店、医療機関などによる回収

(オ) 特別の定めに従い処理すべきもの

特別の定めに従い処理すべきものは次のとおりとする。

品目	品目例	処理方法等
パソコンリサイクル対象品 (資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成3年10月18日政令第327号)別表第6の1の項上欄に定めるパーソナルコンピュータが廃棄物となったもの)	デスクトップ本体・ノートブックパソコン・CRTディスプレイ・CRT一体型パソコン・液晶ディスプレイ・液晶一体型パソコン	製造メーカー等による回収

② ごみの搬入方法

ごみを搬入する場合の一般廃棄物の区分及び処理施設への搬入の方法は次のとおりとする。

施設名	明日香村クリーンセンター
所在地	明日香村大字畑678番地
受付時間	月～金曜日(祝日を除く): 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時※年末年始を除く
搬入可能な一般廃棄物の区分	可燃ごみ、不燃物、粗大ごみ、資源ごみ、有害物
搬入の方法	・家庭系廃棄物は家庭系廃棄物の排出基準、事業系一般廃棄物は

	<p>事業系一般廃棄物の排出基準にそれぞれ定めるごみの性状と排出方法に準拠する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷卸しを円滑に行えるよう、一般廃棄物の区分ごとに分別した状態で搬入する。
--	--

(a) 次のものを搬入しないこと。

- ・本村の区域外で生じた廃棄物
- ・産業廃棄物
- ・排出禁止物 (p. 10 (エ) 参照)
- ・特別の定めに従い処理すべきもの (p. 11 (オ) 参照)

(b) 前処理を指示された場合は当該処理がなされていること。

(c) 条例別表に定める手数料を納付すること。

(2) 動物の死体

① 収集方法

道路上の動物のへい死は通報の都度、村または道路管理者が収集する。

区 分	収集・運搬主体	収集方法等
動物の死体	村または道路管理者※	申込、通報に応じて収集

※ 道路管理者は道路上の動物のへい死に限る。

(a) 袋に入れた上にダンボール等に入れ品名を明記すること。

② 搬入方法

ペット及び所有者が不明の動物の死体の搬入方法は次のとおりとする。

区 分	収集・運搬主体	搬入場所
動物の死体	排出者自ら	明日香村クリーンセンター

(a) 袋に入れた上、ダンボール等に入れ品名を明記すること。

(b) 私有地内で死亡または遺棄された所有者が不明な動物は道路まで持ち出すこと。

(3) し尿・浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、次のとおりとする。

区分	収集・運搬主体	収集回数	収集方法	搬入場所
し尿	法第7条第1項の規定による許可業者	月1回	戸別収集	村が指定するし尿・浄化槽汚泥中継拠点
浄化槽汚泥	法第7条第1項並びに浄化槽法第35条第1項の規定による許可業者	年1回以上		

4 不法行為等の防止対策

① 不法投棄の防止・対策

ごみの不法投棄を未然に防止するため、定期的な巡視や、ホームページ等を通じた周知啓発を行う。
また、申請のあった自治会に対し不法投棄防止看板を配布する。

② 資源ごみの持ち去り防止・対策

資源ごみの持ち去りを未然に防止するため、警察とも適宜に連携しながら、定期的な巡視を行う。
また、広報等を通じた周知啓発や、持ち去り厳禁カードの配布を行う。

③ 事業系一般廃棄物の適正排出の促進

事業系一般廃棄物の適正区分・適正処理の推進を図るため、広報誌やホームページを通じた周知啓発を行う。また、処理施設においては、搬入された廃棄物の検査並びに搬入基準の遵守に向けた指導等を行う。

5 一般廃棄物収集運搬許可の適正化

一般廃棄物収集運搬許可業者については、一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を安定的に収集する能力を備えなければならない。過去5年において事業系一般廃棄物を排出する事業者は横ばいであり許可業者の需要も伸びていない。以上の理由により、新規の許可申請は当分の間受け付けない。

また、更新にかかる許可申請については、明日香村一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可基準に関する要綱第8条に基づき、厳正に取り扱うものとする。

6 処理施設の概要

(1) 焼却施設

名 称	クリーンセンターかしはら	
所在地	橿原市川西町1038番地の2	
処理能力	85トン/日 × 3基 (合計255トン/日)	
焼却炉形式	全連続燃焼式	
発電能力	5,000kW (最大)	
処理する一般廃棄物の区分及び 処理方法	可燃ごみ 破砕残渣 (可燃分) 動物の死体	焼却
処理方式	委託	

(2) ごみ持込及び一時保管施設

名 称	明日香村クリーンセンター	
所在地	明日香村大字畑678番地	
持込及び一時保管する一般廃棄 物の区分及び処理方法	可燃ごみ 粗大ごみ 動物の死体	直接持込ごみ及び許可業者による 搬入の受付と保管
処理主体	村	

(3) 資源化・選別施設

名 称	明日香村クリーンセンターストックヤード施設	
所在地	明日香村大字畑678番地	
処理能力	0.58トン/日	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	缶・びん・ペットボ トル	缶・ペットボトル：減容後保 管 びん：色別に選別後保管
処理主体	村	

(4) し尿・浄化槽汚泥処理施設

名 称	橿原市浄化センター	
所在地	橿原市東竹田町148番地の1	
処理能力	96キロリットル/日	
処理形式	前脱水+生物処理	
処理する一般廃棄物の区分及び処理方法	し尿 浄化槽汚泥	汚水：前脱水+生物処理後下水放流 汚泥：脱水・乾燥後焼却
処理方式	委託	

(5) 最終処分場（委託）

名 称	大阪湾広域臨海環境整備センター
所在地	大阪市此花区北港緑地地先（大阪沖埋立処分場）
埋立容量(全体)	14,361,808立方メートル
埋立容量(明日香村割当分)	4,623立方メートル
対 象	焼却残渣